



記入例

休業手当金支給申請書

1 2 3 4 ページ

全国健康保険協会 船員保険部
船員保険

船員保険 休業手当金 支給申請書 (第 回)

休

被保険者(申請者)記入用

支給決定まで、労災保険決定後1〜2か月以上かかります。

被保険者(申請者)欄	① 被保険者証の記号および番号(左つめ)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 - 1 2 3													
	② 被保険者の氏名・印(申請者)	(フリガナ) センボ タロウ 船保 太郎 印										自署の場合は押印を省略できます。			
	③ 生年月日	昭和 平成	3	年	0	月	1	日							
	④ 住所	郵便番号		1 0 2 -		8 0 1 6		電話番号 (日中の連絡先)		03 (××××) 〇〇〇〇					
		東京 千代田区富士見2-7-2													

⑤ 振込希望口座	③ 金融機関名称	〇 〇		銀行 信金 労金 信濃連 農協 漁協 その他 ()		本店(本所) 出張所 代理店 支店 支所	
	預金種別	普通 当座 その他 ()	ゆうちょ銀行の場合は漢数字3文字です。				
	口座番号	1 2 3 4 5 6 7	口座名義	カタカナでご記入ください。 センボ タロウ			

②の名義以外の口座に振込を希望される場合のみご記入ください。
(この欄の押印は省略できません。)

⑥ 受取代理人の欄	④ 被保険者(申請者)	本申請に基づく給付金に関する受領を下記の代理人に委任します。		令和 年 月 日	
		氏名	印	住所	「被保険者欄④」の住所と同じ
	代理人(口座名義人)	氏名	(フリガナ)	被保険者との関係	
		住所	(郵便番号 -)	電話番号 (日中の連絡先)	()

⑤ 被保険者のマイナンバー記入欄

被保険者証の記号番号を記入した場合は 記入不要 です。
記入した場合は、必ず本人確認書類を添付してください。

マイナンバー

受付日付印

R2.4

社会保険労務士の提出代行者名記入欄	印
-------------------	---

ご提出先

〒102-8016 東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング14階
全国健康保険協会 船員保険部

1

記号・番号は、被保険者証に記載されています。

船員保険
被保険者証

本人（被保険者）

記号 1234567890 番号 123

氏名 船保 太郎

保険者番号 02130011

保険者名称 全国健康保険協会（船員保険部）

保険者所在地 千代田区新土町 2-2

印

2 船員である(あった)被保険者(疾病任意継続被保険者を含む)の氏名をご記入ください。

被保険者が亡くなられ、生計を同じくされていたご家族の方が申請される場合は、申請される方の氏名をご記入ください。(住所・振込口座も同様です。)なお、③欄の生年月日は被保険者のものをご記入ください。

3 ご希望の振込希望口座をご記入ください。
預金種別についても、必ず該当するものに○をしてください。

4 ②の申請者名義以外の口座に振込を希望される場合は、必ずご記入ください。

受取代理人の欄の申請者の印は、②欄に押印いただいたものと同じものを押印ください。

記入内容を訂正した場合は、訂正箇所[※]に訂正印（申請者の印）を押印ください。

5

①の記号番号を記入した場合は、記入不要です。

被保険者のマイナンバーを記入した場合は、以下の書類が必要です。^{※1} 貼付台紙^{※2} に㊦①どちらも貼付し、申請書に添付してください。

- ㊦身元確認を行うための書類（いずれか1点）
 - ・被保険者の個人番号カード（表面）のコピー、運転免許証のコピー、パスポートのコピー、
その他官公署が発行する写真付き身分証明書のコピー
- ①番号確認を行うための書類（いずれか1点）
 - ・被保険者の個人番号カード（裏面）のコピー、個人番号通知のコピー、被保険者の個人番号が記載された住民票が住民票記載事項証明書

^{※1} 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定められています。

^{※2} ホームページからダウンロードできます。（印刷環境がない場合は船員保険部までご連絡ください。）

ご提出先

〒102-8016 東京都千代田区富士見 2-7-2 ステージビルディング 14 階
全国健康保険協会 船員保険部



船員保險

検索

船員保険 休業手当金 支給申請書

被保険者(申請者)記入用

支給決定まで、労災保険決定後1～2か月以上かかります。

⑦	船舶所有者の住所	東京都千代田区△△1-1				
	船舶所有者の氏名	(株) 協会商事				
	⑧ 傷病名	1	鎖骨骨折	⑥ 負傷または発病の年月日	1	令和〇年3月2日
		2			2	
3			3			
申請内容	⑨ 該当の傷病は第三者行為によるものですか。	☐ はい → ※「はい」の場合は、別紙「第三者行為による傷病届」を添付してください。 ☒ いいえ				
	⑩ 休業(補償)給付の請求を行っている労働基準監督署の名称、所在地をご記入ください。	名称 〇〇 労働基準監督署 所在地 東京都〇〇区〇〇1-1-1				
	⑪ 療養のため休んだ期間(申請期間)	平成 〇 年 〇 月 〇 日 から 日数 28 日間 令和 〇 年 〇 月 〇 日 から 日数 〇 日間 平成 〇 年 〇 月 〇 日 から 日数 〇 日間 令和 〇 年 〇 月 〇 日 から 日数 〇 日間				
確認事項	⑫ 上記の療養のため休んだ期間(申請期間)に報酬(給与等)を受けましたか。または今後受けられますか。 (※1)「はい」の場合は、その期間と報酬額をご記入ください。	☐ はい → (※1) 平成 年 月 日から 報酬額 円 ☒ いいえ (※1) 平成 年 月 日まで				
	⑬ 「障害厚生年金」を受給していますか。 (※2)「はい」の場合は、傷病名と基礎年金番号等をご記入ください。 (「請求中」の場合は、傷病名・基礎年金番号をご記入ください。)	☐ はい (※2) ☐ 請求中 ☒ いいえ				
		傷病名				
基礎年金番号(10けた)		年金コード(4けた)				
	支給開始年月日	年金額				

6

添付書類等を参考に、傷病名をご記入ください。

7

療養のため職務に服することができなかった期間(公休日を含む)をご記入ください。
合計日数(日間)も必ずご記入ください。

休業補償給付支給請求書（様式第8号）の両面コピーを添付できない場合のみ、船舶所有者の証明（当ページ）と船舶所有者が証明した「職務上事故証明書」の提出が必要です。

船員保険 休業手当金 支給申請書

船舶所有者記入用

支給決定まで、労災保険決定後1～2か月以上かかります。

職務に服することができなかった期間を含む賃金計算期間の勤務状況および賃金支払状況等をご記入ください。
※労災保険に提出された「休業補償給付支給請求書（様式第8号）」の両面コピーを添付していただく場合は、船舶所有者の証明（当ページ）の提出は不要です。

被保険者氏名		船保 太郎	
勤務状況（【出勤は○】で、【有給は△】で、【公休は公】で、【欠勤は/】でそれぞれ表示してください。）			
1 令和 〇〇年 3月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	出勤	有給
計		2 日	1 日
平成 令和 年 月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	計	日 日
平成 令和 年 月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	計	日 日
職務に服することができなかった期間に対して、賃金を支給しました（します）か？		給与の種類（○で囲んでください）	
2 ☒ はい ☐ いいえ		4 賃金計算	
上記の期間を含む賃金計算期間の賃金支給状況を下欄にご記入ください。		5 支給した（する）賃金内訳	
期間	3月1日	月 日	月 日
単価	～3月31日分	～ 月 日分	～ 月 日分
区分	支給額	支給額	支給額
基本給	310,000	30,000	
住居手当	30,000	30,000	
手当			
手当			
手当			
その他			
合計	60,000		
6 職務に服しなかった期間		28 日間	
令和 〇〇年 3月 4日 から		令和 〇〇年 3月 31日 まで	
上記のとおり相違ないことを証明します。			
船舶所有者の住所		東京都千代田区△△ 1-1	
船舶所有者の氏名		(株) 協会商事	
		船舶所有者印	
		電話番号 03 (XXXX) XXXX	

【被保険者の方へ】

お勤め先の船舶所有者に証明を受けてください。

【船舶所有者の方へ】

1 職務に服することができなかった期間を含む賃金計算期間（賃金計算の締日の翌日から締日の期間）の勤務状況について、出勤した場合は○で、有給の場合は△で、公休日の場合は公で、欠勤の場合は/で表示してください。

2 職務に服することができなかった期間に対して、賃金を支給した場合は「はい」に、支給していない場合は「いいえ」に✓で表示してください。

3 給与の種類について、該当する給与の種類を○で囲んでください。

4 賃金計算の締日、支払日をご記入ください。

5 職務に服することができなかった期間を含む賃金計算期間における賃金支給状況についてご記入ください。また、賃金支給状況がわかるよう、賃金計算方法や欠勤控除計算方法等をご記入ください。

6 職務に服しなかった期間をご記入ください。

記入内容を訂正した場合は、訂正箇所（船舶所有者印）を押印ください。

休業補償給付支給請求書（様式第8号）の両面コピーを添付できない場合のみ、療養担当者の証明（当ページ）の提出が必要です。

船員保険 休業手当金 支給申請書

療養担当者記入用

※労災保険に提出された「休業補償給付支給請求書（様式第8号）」の両面コピーを添付していただく場合は、療養担当者の証明（当ページ）の提出は不要です。

患者氏名	船保 太郎	
1 傷病名	1	鎖骨骨折
	2	
	3	
発病または負傷の年月日	平成○○年 3 月 2 日	発病または負傷の原因
3 職務不能と認めた期間	平成○○年 3 月 4 日から 28 日間	船上での作業中に転倒し、右肩を強打
	平成○○年 3 月 31 日まで	
うち入院期間	平成○○年 3 月 26 日から 6 日間入院	療養費用の別
療養担当者が意見を記入するところ	診療実日数	8 日
	上記の期間中における「主たる症状および経過」「治療内容、検査結果、療養指導」等（詳しく）	
	鎖骨を骨折し、3/4初診。鎖骨バンドで鎖骨を固定。固定するまで安静とし、固定後リハビリが必要。	
	症状経過からみて従来の職種について職務不能と認められた医学的所見	
人工透析を実施または人工臓器を装着したとき	人工透析を実施または人工臓器を装着した日	昭和 平成 令和 年 月 日
	人工臓器等の種類	人工心臓 人工関節 人工食道 心臓ペースメーカー 人工透析 その他
上記のとおり相違ありません。 令和 ○○年 4 月 15 日		
医療機関の所在地	東京都品川区△△1-1	
医療機関の名称	品川○○病院	
医師の氏名	保険 五郎	
	医師の印	
	電話番号 03 (××××) ○○○○	

【被保険者の方へ】

療養担当者（医師等）の意見を受けてください。

【療養担当者の方へ】

- 複数の傷病名がある場合は、1から主たる傷病名を順次ご記入ください。
- 左の傷病名について、その傷病の初診日をご記入ください。
- 治療期間でなく、療養のため就労できなかったと認められる期間とその日数を記入してください。また、証明日以前の期間をご記入ください。
- 症状および経過、職務不能と認められた医学的な所見を詳しくご記入ください。

記入内容を訂正した場合は、訂正箇所に訂正印（医師の印）を押印ください。

記入にあたってご注意いただきたいこと

- 医学的見地から、療養のため職務不能と認められる期間をご記入ください。また医師意見書の証明年月日より後の日付を、職務不能期間として記入することはできませんのでご注意ください。
- 医師の氏名の記入もれ、医師の私印の押印もれがないようご注意ください。

申請書は4ページです。漏れなく正確にご記入ください。

申請者情報、申請内容

被保険者ご自身または、被保険者が亡くなった場合は生計を同じくされていたご家族の方がご記入ください。

船舶所有者の証明

船舶所有者に記入を依頼してください。

※「休業補償給付支給請求書（様式第8号）」の両面コピーを添付していた場合は、提出は不要です。

療養担当者の意見書

担当医師に記入を依頼してください。

※「休業補償給付支給請求書（様式第8号）」の両面コピーを添付していた場合は、提出は不要です。

1/4ページ

2/4ページ

3/4ページ

4/4ページ

添付書類をご用意ください。

休業手当金の申請期間を含む休業補償給付支給請求書（様式第8号）とその添付書類一式の両面コピー（この両面コピーを添付していただく場合は、船舶所有者の証明（3ページ）、療養担当者の証明（4ページ）、職務上事故証明書は省略することができます。）

以下に当てはまる場合に添付いただくもの

第三者による傷病の場合	「第三者行為による傷病届」
被保険者が亡くなられ、生計を同じくされていたご家族の方が申請する場合	- 亡くなられた方の「住民票除票」および申請者の「住民票」 - 被保険者との続柄がわかる「戸籍謄本」等

休業手当金の支給要件等

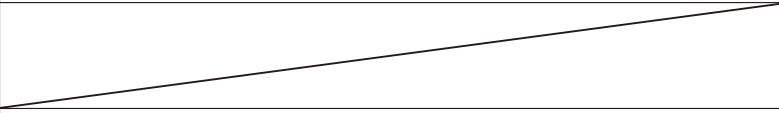
支給を受ける条件

被保険者が職務上の病気やケガの療養のため仕事を休み、給与を受けられないなど、次の条件を満たした場合は、休業手当金が支給されます。

- ① 職務上の事由または通勤による病気やケガのため療養中であること
- ② 労災保険から、休業補償給付が支給されていること（待期期間を除きます）
- ③ 給与（報酬）の支払いがないこと
給与の支払いがあってもその額が一定水準より少ない場合は支給されます。

※休業手当金を受ける権利は、「職務不能であった日ごとにその翌日」から2年で時効になりますのでご注意ください。
 ※同一の傷病等により障害厚生年金を受けるようになった時は、休業手当金の額に政令で定める率を乗じて得た額に相当する部分が支給停止になります。

支給期間と支給額

療養のため労務不能であり賃金を受けない期間	1日当たりの休業手当金の支給額
1日目～3日目	標準報酬日額の100%
4日目～4か月目	標準報酬日額の40% － 労災保険の休業特別支給金
5か月目～ (労災保険の給付基礎日額が 最高限度額に該当する場合を除く)	
1年6か月経過後～ (労災保険の給付基礎日額が 最高限度額に該当する場合のみ)	
	(標準報酬日額 － 最高限度額) の60%